

# 仕様書

## 1 業務名

令和6年度学校プール水質検査業務

## 2 業務の概要

プール使用校において、学校薬剤師が採水したプール水の検体を回収し、検体の水質検査を実施し、その検査結果を報告する。なお、検査は各学校薬剤師の採水に併せて実施すること。

## 3 検査の種類

(1) 定期検査：約450回（各校2～3回が目安）

(2) 再検査：（検査結果が不適の場合：20回）

(3) 臨時検査：5回

※ 検査実施回数については予定であるため、実際の回数とは異なる。

(4) 桑園小学校、二条小学校、資生館小学校、北九条小学校は屋内プールであることから、他校と検査項目が異なるため、留意すること。

## 4 検査対象校

181校 [内訳：小学校181校]

（対象校の一覧は別紙のとおり。）

なお、各学校には1名の学校薬剤師が配置されている。

## 5 検査項目等

(1) 定期検査

ア～エの検査項目について検査する。検査の時期及び回数は、原則、以下のとおりであるが、各学校薬剤師の採水に併せて検査を実施すること。

ア pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度

・各学校のプール開き（6月上旬頃）前に1回

・各学校のプールの使用日の積算が30日以内ごとに1回

イ 総トリハロメタン

・各学校のプール使用期間中の7月に1回

ウ 循環ろ過装置の処理水

・各学校のプール使用期間中に1回

エ 空気中の二酸化炭素、塩素ガス及び水平面照度

・屋内プールである桑園小学校、二条小学校、資生館小学校、北九条小学校のみ、プール使用期間中に1回測定。

(2) 検査結果不適時の再検査等

ア 一般細菌又は大腸菌が基準を満たさなかった場合

速やかに委託者及び学校薬剤師に電話で報告し、学校薬剤師の採

水に併せて pH 値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度の 5 項目全てについて再検査を行うこととする。

イ 総トリハロメタンが基準を満たさなかった場合

速やかに委託者及び学校薬剤師に電話で報告することとする。

ウ 上記ア及びイの場合には、検査結果が不適であることに対する助言も併せて行うこと。

### (3) 臨時検査

水質汚染の疑いがあるなど委託者が必要と認める場合、臨時に検査を実施することとする。

### ※各検査項目の基準及び検査方法（学校環境衛生基準に基づく）

検査項目	基準	方法
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
大腸菌	検出されないこと。	
一般細菌	1mL 中 200 コロニー以下であること。	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として 12mg/L 以下であること。	
濁度	2 度以下であること。	
総トリハロメタン	0.2mg/L 以下であることが望ましい。	
循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。	

検査項目	基準	方法
二酸化炭素	1,500ppm 以下が望ましい。	検知管法により測定する。
塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。	
水平面照度	200lx 以上が望ましい。	規格※に適合する照度計にて測定する。

※日本産業規格 C1609

## 6 検体の回収について

定期検査、再検査、臨時検査の実施にあたり、採水は各学校薬剤師が行うが、採水した検体の回収は受託者が行うこと。なお、検体の回収は、各学校薬剤師が指定する日時及び場所において、採水後速やかに行うこと。そのため検体の回収については、いつでも対応できる体制を整えておくこと。また、回収した検体は速やかに検査を実施すること。

なお、採水容器は受託者が用意し、事前に各学校薬剤師に配布すること。

## 7 検査料金

① pH値等5項目（pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度）、② 総トリハロメタンそれぞれ1検体あたりの単価契約とする。なお、循環ろ過装置の処理水の検査料金及び空気中の二酸化炭素・塩素ガス、水平面照度に係る検査料金は①に含めることとする。

また、それぞれの単価は、検体の回収や結果の報告など本業務に係る全ての費用（採水容器代を含む）を含むものとする。

## 8 検査結果の報告

- (1) 5(1)～(3)の検査を行った場合の報告は、学校別に水質検査成績書（別紙様式）を作成し、委託者、学校、学校薬剤師に1部ずつ（写し不可）提出することにより行うこと。
- (2) 水質検査成績書には、学校薬剤師が検体の採水時に記録する「①採水日時、②採水点、③天候、④気温、⑤室温、⑥水温、⑦給水源、⑧遊離残留塩素（A～C点）、⑨採水責任者」も併せて記載すること。
- (3) 学校及び学校薬剤師への結果報告は、検査後速やかに行うこと。また、委託者への結果報告は、各月ごとの検査結果をまとめて翌月の10日までに行い、その際に、各月ごとの完了届も併せて提出すること。

## 9 学校薬剤師への業務の説明について

検査開始日前日までに検査対象校の学校薬剤師を対象に、検査時期や検査回数、採水方法等について説明を行うこと。

## 10 履行期間

令和6年5月1日（水）から令和6年9月30日（月）まで  
（ただし、水質検査の実施期間は6月1日～9月30日とする。）

## 11 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、学校保健安全法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務内容に定めのない事項については、委託者と協議のうえ行うこと。

## 12 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課保健係 伊藤  
札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル  
TEL011-211-3841/FAX011-211-3834